

営業秘密が問題となる訴訟における営業秘密の保護に関する論点
- 公開停止を中心として -

平成15年10月6日

1 訴訟において営業秘密が問題になる局面について

営業秘密（不正競争防止法第2条第4項にいう営業秘密をいう。以下同じ。）が問題となる訴訟においては、口頭弁論期日等で営業秘密の内容を主張し、当該営業秘密の内容が記載されている文書を書証で提出し、証拠調べ期日において当該営業秘密の内容について供述するなどの一連の訴訟行為があるが、当事者としては、その各段階において、自己の営業秘密の保護のための訴訟活動自体によって、営業秘密としての非公知性、秘匿性等が失われ、その価値を失う危険に直面することになる。仮にこのような危険を放置するとすれば、営業秘密が問題となる訴訟において、当事者の訴訟活動はこれによる制約を受け、ひいては適正な裁判が実現できなくなるおそれがある。

以上の観点から、いわゆるインカメラ審理や秘密保持命令（仮称）、2以下で検討する公開停止の手続などの各種の方策を導入すべきであるという考え方について、どのように考えるか。

2 公開停止の要件

特許権等の侵害や不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者（法人にあっては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者。以下同じ。）が訴訟の目的である特許権等の侵害の有無や不正競争による営業上の利益の侵害に係る判断の基礎となる事項であってその保有する営業秘密に係るものについて尋問を受ける場合に、裁判官の全員一致の決定により、次の(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、当該事項の尋問に限定して、これを公開しないで行うことができるとの考え方について、どのように考えるか。

(1) その当事者が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより、その営業秘密としての非公知性、秘匿性等が失われ、これによりその当事者の当該営業秘密に基づく事業活動の継続が困難になることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができないという真にやむを得ない事情があること。

(2) 当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該営業秘密を判断の基礎とすべき特許権等の侵害又は不正競争による営業上の利益の侵害の有無について適正な裁判をすることができないという現に誤った裁判がされるおそれがあること。

3 憲法第82条第2項との関係等について

(1) 憲法第82条は、裁判公開の原則を規定しており、憲法がかかる明文の規定を設けた意義には十分な考慮を払うべきであるが、同条が規定する裁判の公開は、それ自体が目的ではなく、裁判を一般に公開することによって裁判が公正に行われるこ

とを制度として保障したものと解されている（最判平成元・3・8民集43巻2号89頁）。したがって、上記2のように、裁判の公開を困難とする真にやむを得ない事情があり、かつ、裁判を公開することによってかえって適正な裁判が行われなくなると認められるといういわば極限的な場合においても、なお同条が適正な裁判の実現を犠牲にしてまで裁判の公開を求めていると解することは相当でないとの考え方について、どのように考えるか。

- (2) (1)の考え方を前提とした場合、2のように、裁判の公開を困難とする真にやむを得ない事情があり、かつ、裁判を公開することによってかえって適正な裁判が行われなくなるといふいわば極限的な場合においても、なお同条が適正な裁判を犠牲にしてまで裁判の公開を求めていると解することは相当でないとの考え方、すなわち、裁判公開の原則の例外を規定する同条第2項の規定の文言に則して言えば、2の要件を満たすことにより、事業活動の根幹として高い社会実体的な価値を有し、公正な競争秩序の維持という公益的な観点からも不正競争防止法上強い保護を受けている営業秘密が問題となる特許権侵害訴訟等において、裁判を公開することによって、営業秘密をめぐる権利関係について現に誤った裁判が行われるおそれがある場合は、同項にいう「公の秩序……を害する虞がある」ものといふことができるとの考え方について、どのように考えるか。
- (3) 知的財産関係訴訟の中で、訴訟活動上(2)のような状況が典型的に生ずることが不可避免的な訴訟類型として、どのようなものが考えられるか。例えば、特許権侵害訴訟、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟のほか、他にどのような訴訟類型が考えられるか。
- (4) 公開原則の例外が(3)以外の他の訴訟類型に不当に拡張されないための歯止めについて、どのように考えるか。

4 3により公開停止が可能であるとしたときに、

- (1) 2の要件に該当するか否かの適正な判断を担保するため、裁判所は、公開停止の決定をするに当たっては、営業秘密の内容やその特定のために、あらかじめ当事者の意見の聴取等の手続を規定することについて、どのように考えるか。
- (2) 2の要件に該当するか否かを判断するための審理において営業秘密の保護を担保するため、インカメラ審理に関する規定を設けるものとするについて、どのように考えるか。
- (3) 公開停止の下で行われた尋問の結果について、相手方当事者の漏洩等による営業秘密の価値喪失を防止するための方策として、秘密保持命令（仮称）に関する規定を設けるものとするについて、どのように考えるか。
- (4) 当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない旨の手続を確認的に規定することについて、どのように考えるか。